

安保関連法廃止!
辺野古新基地反対!

厚木爆同

【発行】
厚木基地爆音防止期成同盟
発行責任者 大波修二
事務所 大和市桜森3-5-3
フロント1F
TEL 046-240-7450
FAX 046-261-5615
bakudou@kanagawa.email.ne.jp



米軍機の飛行差止めを訴えデモ行進(2015年12月5日)



新年あけましておめでとうござ
います。今年は年の後半から厚木
基地の動きが活発になる可能性が
大きくなると考えられています。
戦争関連法(他国を武力で守る)
が成立したからです。具体的な動
きは参院選挙後になるようです、

安倍政権が参院選挙を有利に闘う
ためです。
一方では、この厚木基地がISに
よるテロや反日米陣営から狙われ
る危険性が大きくなります。同時
に基地強化が進み、軍事関係被害
(爆音・墜落・健康被害・治安の悪化)
が深刻になるのは確実です。現在
は日本政府の米軍に対する思いや
りの考え方が貫かれています。日
本は独立国でありながら、米軍に
対しては一言もものを言えない体
質があり、これらが基地周辺市民

違法な爆音許さぬため 最高裁勝利へ団結しよう

厚木基地爆音防止
期成同盟委員長 大波修二

を苦しめてきたのです。これは第
二次世界大戦で日本人が310万人も
犠牲になり軍備を持たないことを
決めた平和憲法を無視すること
あり納得できないことです。

さて、昨年最高裁判所で飛
行差止めと賠償請求の準備
が進められています。厚木基地
の爆音については約40年間裁判闘

争を展開してきました。その裁判
での闘いの成果はいくつかあり、
夜間訓練基地の硫黄島への移転、N
HKの受信料の減免措置、防音工
事の施工等ですがこれでは全く不
十分です。「基地騒音は我々市民が
我慢する限度をはるかに超えてい
る」と言う一貫した司法判断を、
行政が無視し続けてきたからです。

しかし、四次訴訟でようやく爆
音による精神的肉体的被害が具体
的に明らかになりました。東京高
裁の裁判官は「基本的人権・人格権・
環境権が明らかに侵害されている
こと」を認定し、自衛隊機の飛行
差止めと賠償金の支払い、賠償
金の将来請求を認めたのです。
ところが国はこの東京高裁の判

断を全く認めず、いとも簡単に最
高裁に上告しました。騒音被害に
苦しむ基地周辺250万人の市民の健
康を、国は何と考えているのでしょ
うか。国は「空母艦載機を岩国に
移転させる。それですべて解決する」
と言っていますが、本当に静かにな
るのでしょいか。
私たちはこの最高裁の闘いは非常
に重要な闘いだと認識しています。
最高裁勝利に向けて原告、弁護士、
学者、研究者、全国の基地闘争を闘っ
ている仲間と二層団結と連帯を強化
し闘いを展開しましょう。私たちは
静かな空を取り戻すことを諦めませ
ん。そのためには第5次裁判闘争も
考えて行かなければなりません。今
年も頑張りましょう。

高裁判決で大きな成果

第四次厚木爆音
訴訟団代表行 金子 豊貴男



爆同の皆さん、昨年は大変お世
話になりました。ご支援ありがと
うございました。7月30日の東京
高裁判決では、大きな成果を勝
つことができました。四次訴訟の
提訴以来、爆同の皆さん、そして
弁護団の固い団結と連携、表裏一
体の運動の結果が、勝利をもたら
したと言えます。本当にありがと
うございました。

訴訟団では昨年10月11日に開い
た臨時代議員総会で、今後の最高
裁での闘い方、および、確定した
過去分の損害賠償金の支払いにつ
いて確認いただきましたので、弁
護団が最高裁での闘いの準備を進
めています。年末年始、休みを返
上して書面の準備など進めていま
す。弁護団の奮闘に添えて、私た
ち原告一人ひとりがどんな活動が
できるのか。年明けの弁護団会議
でも議論をしています。弁護団と
も協議のうえ、訴訟原告、爆同の
会員が全力で最高裁の闘いに勝利
出来るよう、運動への参加をお願
い致します。

また、損害賠償金の支払いにつ
いても、適切な事務処理を進め、
現在、95%の会員への支払いに目
処が付きましました。今後、書類が未
提出や不備だった原告への丁寧な
対応を進めていきます。
今年は私たちと一緒に全国で爆
音訴訟を進めている裁判がいくつ
か山場を迎えます。3月24日には
普天間訴訟が結審です。嘉手納も
続きます。沖縄の島ぐるみの闘い
も注目です。全国の爆音訴訟団が
一体となって、頑張ってくださいま
しょう。
最後に、昨年は爆同委員長、四
次訴訟団の団長を務めた藤田栄治
さんが亡くなりました。爆同会員、
原告の皆さんも、健康に留意され
元気に活動に参加されるよう願っ
ています。

2015年の爆同運動

組織強化を活発に話し合った訪問支部会議



厚木基地前でオスプレイ飛行に抗議



東京高裁の法廷に向かう原告団・弁護団



防衛省にNHK受信料全額助成を要請



これを受けて原告側は8月11日に最高裁へ上告し、国側も8月12日に上告したため、最高裁の闘いが現在も続いています。

これを受けて原告側は8月11日に最高裁へ上告し、国側も8月12日に上告したため、最高裁の闘いが現在も続いています。



旗ざおを立て飛行阻止の実力行使(1969年8月)

2002(平成14)年10月16日に地裁判決が出され、基地騒音の賠償額としては全国で過去最高となる27億4600万円を支払うよう国に命じた他、「被害の発生を回避する努力をしていない」と国の無策を指摘しました。一方、損害賠償基準月額額はW値75以上80未満の地域で3000円、90以上の地域では12000円としました。これ

第四次訴訟では「損害賠償請求」の他、「飛行差止め請求」を行いました。それも民事訴訟と行政訴訟の二本立てで行うことを決定しました。民事訴訟は原告全員で損害賠償請求と一部原告が代表して差止め請求を行い、行政訴訟では一部原告が代表して差止め請求を行いました。

これに対し、国は損害賠償と飛行差止めに対し不服として5月27日に東京高裁へ控訴しました。原告団は当初損害賠償は控訴しない方針でしたが、国が控訴したため、損害賠償請求も含め、飛行差止めについても6月3日、東京高裁へに控訴しました。

締結(午後10時から翌朝8時までの飛行活動禁止)、大和市基地対策協議会の設置、テレビ受信料の半額免除などの成果を収めました。
しかし、この間も1964(昭和39)年4月5日に、厚木基地の北側に位置する東京・町田市商店街に米軍ジェット機F-8U2クルセイダーが墜落し、4人が死亡、32人が負傷しました。同年9月8日も大和市上草柳の館野鉄工所に米軍ジェット機F-8

9ヶ月の歳月を経て1981(昭和56)年6月17日に結審を迎えました。判決は1982(昭和57)年10月20日、横浜地裁で行われ、「飛行差止め請求却下」「過去の損害賠償について認める」というものでした。
この地裁判決について爆同は「飛行差し止め」が認められなかったことに強い怒りを持ち、控訴を決定して東京高裁での闘いに取り組みました。
しかし1986(昭和61)年4月9

第三次訴訟では「爆音は違法」との判決は定着しているが、「飛行差し止め」は一度も認められていないこと、爆同会員の高齢化により長期の裁判は避けたいとの意向により、請求は損害賠償一本に絞り、飛行差止め請求をしませんでした。
2002(平成14)年10月16日に地裁判決が出され、基地騒音の賠償額としては全国で過去最高となる27億4600万円を支払うよう国に命じた他、「被害の発生を回避する努力をしていない」と国の無策を指摘しました。一方、損害賠償基準月額額はW値75以上80未満の地域で3000円、90以上の地域では12000円としました。これ

第四次訴訟では「損害賠償請求」の他、「飛行差止め請求」を行いました。それも民事訴訟と行政訴訟の二本立てで行うことを決定しました。民事訴訟は原告全員で損害賠償請求と一部原告が代表して差止め請求を行い、行政訴訟では一部原告が代表して差止め請求を行いました。

これに対し、国は損害賠償と飛行差止めに対し不服として5月27日に東京高裁へ控訴しました。原告団は当初損害賠償は控訴しない方針でしたが、国が控訴したため、損害賠償請求も含め、飛行差止めについても6月3日、東京高裁へに控訴しました。



5千人を超える大規模訴訟した第三次訴訟(1997年)

第四次訴訟

億円余の損害賠償が支払われました。
こうした状況の中で爆同は、2006(平成18)年8月の執行委員会「第三次に続いて第四次訴訟を起こそう！黙っていれば爆音を認めたことになり」という決議を行い、同年10月に実行委員会を結成しました。
実行委員会は新たに爆音被害地域になった藤沢、町田市を含め35名の実行委員で構成し、2007(平成19)年9月1日、決起集会を兼ねた結団式が行われました。
第四次訴訟では「損害賠償請求」の他、「飛行差止め請求」を行いました。それも民事訴訟と行政訴訟の二本立てで行うことを決定しました。民事訴訟は原告全員で損害賠償請求と一部原告が代表して差止め請求を行い、行政訴訟では一部原告が代表して差止め請求を行いました。



「将来請求」と「自衛隊夜間飛行差止め」を勝ち取った第四次訴訟(2015年7月)

厚木爆同と基地爆音訴訟の歴史

第四次厚木爆音訴訟は最高裁の闘いが継続中ですが、これまで大きな成果を勝ち取ってきました。これは、厚木爆同結成以来の住民運動と、40年にわたる訴訟活動の継続の成果と言えます。こうした運動の歴史を学び、新たな二年も全会員が力を合わせ頑張りましょう。

厚木爆同の結成

1950(昭和25)年12月、朝鮮戦争の勃発により厚木基地は米陸軍から米海軍に移管され、第七艦隊所屬機の修理、補給、偵察基地として使用が開始されました。

1960(昭和35)年6月、厚木基地の滑走路が改修され、米軍ジェット機の飛行が厚木基地で始まりました。そのあまりの騒音に耐え切れず、地元自治会(大和市)では市や座間防衛施設庁へ陳情を行いました。

しかし一向に騒音が解消されないため、基地周辺の大和六自治会(文化・銀杏会・東原・武蔵野・睦会・柳会)368世帯が立ち上がり、基地移転を求めて「厚木基地爆音防止期成同盟」(以下爆同と記載)を1960(昭和35)年9月25日に結成しました。

爆同は騒音被害軽減のため陳情、請願、決起集会、デモなどあらゆる手段、方法を尽くした取り組みを行い、政府関係機関への要望行動を年間124回行ったのもこの頃でした。

こうした爆同の活動は、飛行協定の

U2クルセイダーが墜落し5人が死亡、5人が重軽症となるなど米軍機の墜落事故が連続しました。

第一次訴訟

基地騒音に対する住民の怒りが高まる中、爆同は「陳情や抗議行動だけでは問題の根本的解決は図れない」として、1976(昭和51)年5月、第16回代議員総会で「騒音被害の解消を目指し基地騒音訴訟を闘う」ことを決定し、同年9月8日に横浜地裁に提訴(原告92名)し、裁判闘争に踏み切りました。



「陳情だけでは騒音はなくなる(1976年9月)と第一次訴訟に起上る」

請求の趣旨は、①毎日午後8時から翌日午前8時までの間、一切の飛行機を離着陸させてはならず、かつ一切の航空機のエンジンを作動させてはならない、②同飛行場の使用により、毎日午前8時から午後8時までの間、原告らの居住地に65ホーン以上の航空機騒音を到達させてはならない、③騒音被害に対する損害賠償の請求、でした。

第一次訴訟は、訴訟開始から4年

日に示された東京高裁判決は飛行差止めどころか損害賠償請求まで却下し、原告側は全面敗訴となりました。このため原告団は最高裁への上告を決定しました。

この間にも1976(昭和51)年12月に米軍の輸送機が基地内に墜落、また1977(昭和52)年9月27日には横浜市緑区(現・青葉区)に米軍機ファントムが墜落し、母と幼児の3人が死亡するなど墜落事故が続き、住民の不安が高まっていました。さらに1982(昭和57)年2月より始まったNLP(夜間離着陸訓練)により、爆音被害も一層激しさを増していきました。

最高裁判決は上告から7年後の1993(平成5)年2月に言い渡されました。その内容は「差止め請求は却下、損害賠償は東京高裁へ差戻し」と言うものでした。東京高裁では1995(平成7)年12月26日に差し戻し判決が行われ、損害賠償について「80W地域で

第三次訴訟

爆同は第三次訴訟を万人規模で行うことを決定し、騒音被害の大きい第一種地域(W値75以上)に居住する市民を中心に原告を組織するため、労働組合や民主団体へ呼びかけ、最終的に5047名の大規模訴訟団として1997(平成9)年12月8日、横浜地

訴訟団を結成(1997年12月)

第二次訴訟

は月額5500円、85Wは9000円、90Wは13500円」が認められました。

第一次訴訟に取り組む中、数年来にわたり準備を進めてきた第二次訴訟を1984(昭和59)年10月22日、横浜地方裁判所に提訴(原告161名)しました。

原告は当初目標にした120名を大幅に上回る161名となり、地域的にも綾瀬市40名、海老名市12名、座間市7名、相模原市7名、藤沢市8名と、「爆音をなくせ、基地を返せ」の声は大和市外に



大和市外の住民も第二次訴訟に参加(1984年10月)

原告団は飛行差止めを求め、東京高裁に控訴し、1999(平成11)年7月23日に判決が言い渡されました。第二次訴訟は提訴から判決まで14年9ヶ月を要しましたが、損害賠償は認められたものの、飛行差し止めは却下されました。

なぜ民事と行政の両方の差止め請求をしたかという点、最高裁は第一次厚木爆音訴訟において「如何なる行政訴訟が可能かはともかくとして、民事訴訟は不適法」と判断し、行政訴訟の可能性を示唆したからです。原告団は、民事も、行政もだめだと言う判断を許さない方法として「裁判を受ける権利」を明確にする方針を選びました。

第四次訴訟は7054名の大原告団となり、2007(平成19)年12月17日、横浜地裁に提訴が行われました。

2014(平成26)年5月21日、横

訴訟団を結成(1997年12月)

厚木爆音の1年を振り返る

訪問支部会議

会員の声を厚木爆音の活動に反映させた組織運営としていくため取り組んでいる「訪問支部会議」も三年目となりました。

15年度の「訪問支部会議」は7月5日から9月19日までの間、全支部で開催し、会員の皆様から様々なご意見や要望をいただきました。

訪問支部会議の声を活かした取り組みとして、会員に情報をスピーディーに伝える厚木爆音ホームページの開設やNHK放送受信料問題学習会を開催しました。

オスプレイ飛来抗議

昨年もオスプレイの厚木基地飛来が連続しました。米軍は地元自治体に「東富士・北富士演習場での訓練のため立



綾瀬支部 二見昇

綾瀬での支部結成準備は1980(昭和55)年頃から始まり、正式に1982年から爆音役員として副委員長・委員を派遣して、支部組織の強化を掲げ、当時の綾瀬市では3名の市議会議員を中心に会員の拡大と組織強化を図って参りました。

当時の支部内の議論も同盟は基地

ち寄る」と通告してきていますが、実際は厚木基地に駐機していることが多く、タッチ&ゴーなどの危険な訓練も行いました。

私たちはこの間、監視や抗議行動に取り組みとともに、厚木基地と南関東防衛局に対し「オスプレイの飛来中止と情報開示」を求める抗議・要請行動を行いました。また大和市をはじめ基地周辺の各自治体と議会に対しても「オスプレイの飛来と配備に関わる要請書」を提出し交渉を行いました。

第四次訴訟高裁判決

第四次厚木爆音訴訟は昨年7月30日、東京高裁判決が言い渡されました。判決は、損害賠償請求と将来請求について認容しましたが、飛行差止めについては、行政訴訟において自衛隊機の夜間早朝(22時から翌朝6時まで)の

撤去を根幹とした運動を強め静かな空を取り戻すとして、今日で36年目を迎えるようとしています。当時は、町名・地区ごとに役員体制が確立されており、定例で支部会議も開催し、何かの行動を起こすと決めれば、会

班体制の確立と現状

員も行動に参加する体制を直ぐに整える事が出来ました。しかしその後、私達の運動の弱さと政治的な影響もあつてか、会員の拡大を図る事も難しく、組織の高齢

化は進み、会員が行動に参加すること自体が難しい状況です。支部の会員は現在約180数名に落ち込んでおり、少ない人数での対応は、支部会議も開けない、会報の配布も集金も期日までには出来ない中で、支部組織としての機能も低下しています。

いじが「反」になる

安倍政権は昨年9月、多くの国民の不安と反対を無視し、「戦争法案」を強行可決した。それは戦後の自民党政権でさえ堅持してきた「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」という立場を放棄したものだ。

どんな内閣も、憲法の枠内で政治を行うことは法治国家・民主主義国家の大原則であり、政府がその時々勝手に勝手

飛行差止めを認めたものの、米軍機の飛行差止めについては「米軍に対する行政処分は存在しない」とし、また民事・行政訴訟のいずれにおいても、「米軍機は日本の支配の及ばない第三者であつて裁判による差止めを請求することはできない」として斥けました。

このため原告団は最高裁において、「米軍機の飛行差止め」を最大の課題として闘いを進めていく事を決定しました。最高裁判決の時期については5

年前ぐらいと思われませんが、爆音会員・全原告が最後まで一致団結し、最高の勝利判決を勝ち取りましょう。

NHK受信料問題

総務省・防衛省に対し「厚木基地周辺のNHK受信料の全額免除及び全額助成を求める要請」を行いました。要請に対し「平成27年度までの調査結果を踏まえ新たな制度を作成していく」との回答が示されましたが、具体的な前進は見られませんでした。

また、NHKの訪問員による恐喝めいた態度での訪問が増加し、会員とのトラブルが多発していることから、NHKかながわ西営業センターを訪ね、「NHK受信料に関する要請書」を提出しました。その中で訪問員の教育指導、トラブル再発防止策などについて強く要請した結果、NHKは改善に努めると回答しました。

積極的平和主義だつて？

に憲法を解釈して政治を行うことは、クーデターに等しい暴挙だ。その「戦争法案」で、やたら目につくのが「事態」という文字。「武力攻撃事態」「重要影響事態」「存立危機事態」・・・どうやら安倍政権は日本国憲法が禁じている「戦争」を「事態」と呼ぶらしい。つまり「事態」とは国民の目を欺く「戦争」の別名といえる。さらにインチキなのは、安倍首相が

よく使う「積極的平和主義」。本来、戦争のない状態を「消極的平和主義」としたのに対し、「積極的平和主義」とは貧困や格差といった構造的な暴力のない社会をめざすものと定義されている。しかし、安倍首相の「積極的平和主義」は、「平和のために世界に出て行って戦う」こと。暴力は暴力の連鎖しか生まない。

そんな安倍首相が最近よく口にする「一億総活躍社会」も「一億総玉碎社会」に聞こえてくる。ああ恐ろしや・・・

第1回は1月24日に開催し、映画「ザ・思いやり」を上映しました。思いやり予算は日米安保条約にも一切義務付けられていませんが、日本国民の税金からアメリカ軍へ34年間で6兆円が投入されています。こうした「思いやり予算」の不条理さと矛盾を学びました。

第2回は2月21日、「在日米軍の実態と厚木基地」をテーマに講演会を行います。厚木基地を含む在日米軍基地は、世界の紛争地域とつながっており、出撃基地(後方支援基地)としての役割を担っています。

米軍基地のフェンスの向こう側は戦争地域であり、敵国からの攻撃目標になります。私たちの頭上を爆音を轟かせ、わが者顔で飛んでいる米軍機は、戦争にむけての訓練を行っているのです。こうした実態をしっかり学びましょう。

第2回厚木爆音平和講座

【日時】 2月21日(日) 午後2時
【会場】 大和市生涯学習センター 204特別室

【講演】 「在日米軍の実態と厚木基地」
【講師】 頼 和太郎氏(リムピース 編集長)

爆音平和講座ひろく

会員一人ひとりが厚木基地爆音被害の背後にある「安全保障問題」についての理解を深めるため、厚木爆音「平和講座」を開催しています。